

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成29年7月20日

京都市長 門川 大作

### 1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成29年6月1日	北区	大宮玄塚北町	1	—	—	平成29年6月1日
平成29年6月8日	右京区	嵯峨広沢南野町	6	—	—	平成29年6月8日
平成29年6月20日	北区	衣笠赤阪町	3	—	—	平成29年6月20日
		衣笠氷室町	2	—	—	
		西賀茂井ノ口町	1	—	—	
		西賀茂樋ノ口町	6	—	—	
平成29年6月26日	伏見区	羽束師菱川町	2	—	—	平成29年6月26日
		桃山町大島	—	2	—	

### 2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町42番地

### 3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)